

## 領域Ⅲ

### 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援

経済・社会のグローバル化、単身世帯の増加など世帯構成の変化、正社員以外の労働者の増加など雇用・就業環境の変化等が進む中、これまであまり表面化してこなかった新たな問題が見えるようになってきました。

ひとり親家庭、高齢者、若年層といった人たちの中で、経済的自立が困難であったり、就業機会が不足していたり、地域社会とのつながりに乏しく孤立しているなど、困難な課題に直面する人が増加しています。

現実にかような状況に置かれている男女が、個人のみで課題を解決することは極めて難しく、行政による公助だけでなく、企業、NPOや地域社会等による共助による支援を実施しながら、最終的には、自立した個人として、その能力と個性を十分に発揮できるようにすることは、都の男女平等参画社会の理念を実現するためにも必要です。

これらの支援に当たっては、抱える課題が男女により異なる場合も多いことから、男女平等参画の視点に配慮した対応が求められます。

また、障害者であることや、性的少数者であることを理由として困難な状況に置かれている場合もあり、障害者差別解消法や人権尊重の観点からの配慮が必要になります。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、人権はもとより、外国人なども含め、多様性を尊重し、あらゆる差別のない社会を目指していくことが必要です。

## <領域Ⅲ 体系>

都の施策

都民・事業者の取組

### 領域Ⅲ 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援

#### ① ひとり親家庭への支援

ア ひとり親家庭の相談や就業支援等  
イ 保育サービス等の整備

ア ひとり親家庭の相談や就業支援等

#### ② 高齢者への支援

ア 地域における高齢者への支援  
イ 行動しやすいまちづくり

ア 地域における高齢者への支援

#### ③ 若年層への支援

ア 若年層への支援

ア 若年層への支援

#### ④ 障害者への支援

ア 障害者への支援  
イ 行動しやすいまちづくり

ア 障害者への支援

#### ⑤ 性的少数者への支援

ア 性的少数者への支援

ア 性的少数者への支援

## 領域Ⅲ 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援

### ①ひとり親家庭への支援

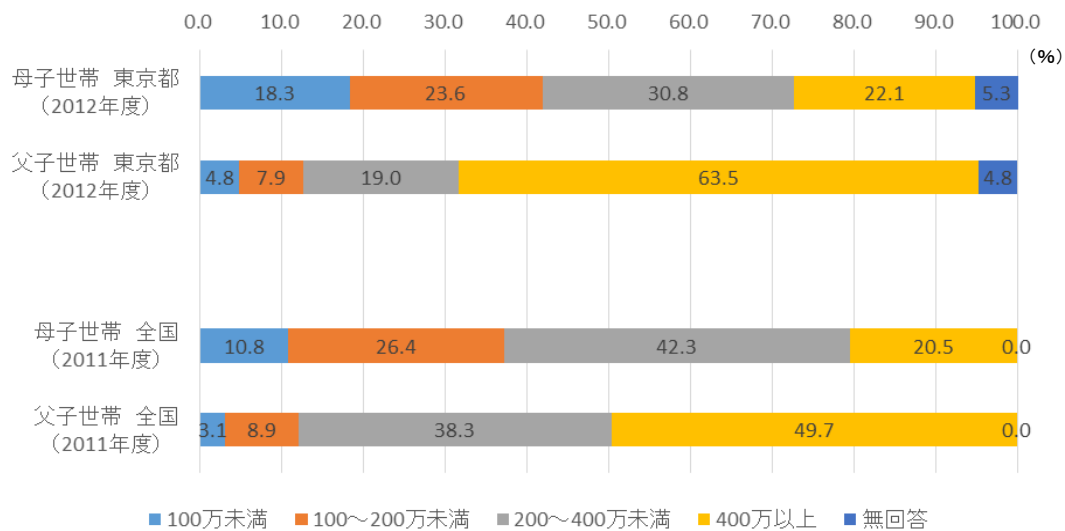
#### 目標

経済的自立や子育てなど、ひとり親家庭が抱える様々な課題について適切な支援を行います。

#### ■ 現状・課題

- 平成27年の都内におけるひとり親家庭の世帯数は、母子世帯が約161,000世帯、父子世帯が約19,700世帯と推計されています。
- 東京都福祉保健基礎調査によると、母子世帯の82.5%、父子世帯の92.1%が就業しています。雇用形態をみると、母親では、正規の職員・従業員の割合が36.5%、パート・アルバイトが41.5%であるのに対し、父親では、正規の職員・従業員が64.4%、自営業が16.9%となっています。
- 母子世帯の年間収入は、200万円未満が全体の41.9%、200～400万円未満が30.8%となっています。父子世帯では200万円未満の割合は、12.7%、200～400万円未満が19.0%です。
- 現在困っていることとしては、母子世帯では「家計」(72.6%)、「子供の教育・進路・就職」(52.8%)を挙げる人が多く、経済的な自立に向けた支援を特に必要としていることが伺えます。一方、父子世帯では「子供の教育・進路・就職」(70.0%)、「家事」(46.7%)、「子供の世話」(40.0%)となっており、生活面での支援を特に必要としていることが伺えます。
- ひとり親家庭の親は、子育てと家計の支え手を同時に担うため、肉体的、精神的な負担も大きいこと、また、経済的に困窮している家庭が多いことなどから、子供が保育や教育を受ける機会の確保も含めて、生活全般を視野に入れた総合的な支援が必要です。
- また、母子家庭、父子家庭には、ひとり親家庭に共通する課題に加え、各々の特性に応じた課題があります。そのため、母子家庭・父子家庭の特性やニーズを把握した上で、それぞれに配慮した施策を進める必要があります。

母子世帯と父子世帯の平均年間収入  
(平成24年度：東京都、平成23年度：全国)



資料：東京都福祉保健局「平成24年度東京都福祉保健基礎調査」

厚生労働省「平成23年度全国母子世帯等調査」

## ひとり親世帯になって現在困っていること〔複数回答〕

## －母親の従業上の地位別

(単位：%)

	総数	家計について	仕事について	住居について	家事について	健康について	子供の世話について	子供の教育・進路・就職について	社会的偏見(世間体)について	その他
総数	100.0 (449)	72.6	39.4	24.5	4.2	21.4	17.1	52.8	6.9	3.1
就業	100.0 (391)	73.9	37.3	24.6	4.6	19.4	17.4	52.2	6.9	3.1
自営業	100.0 (22)	86.4	36.4	27.3	-	22.7	27.3	31.8	9.1	4.5
正規の職員・従業員	100.0 (135)	64.4	23.7	20.7	8.9	16.3	25.9	49.6	11.1	2.2
会社・団体等の役員	100.0 (2)	50.0	-	100.0	50.0	-	-	50.0	-	-
パート・アルバイト	100.0 (173)	79.2	50.3	24.3	0.6	24.9	13.3	57.8	4.0	2.9
労働者派遣事業所の派遣社員	100.0 (18)	88.9	27.8	33.3	-	22.2	5.6	38.9	-	5.6
契約社員・嘱託、その他	100.0 (37)	67.6	29.7	27.0	8.1	5.4	8.1	59.5	8.1	5.4
非就業	100.0 (55)	61.8	54.5	23.6	-	36.4	16.4	56.4	7.3	3.6

資料：東京都福祉保健局「平成24年度東京都福祉保健基礎調査」

## ひとり親世帯になって現在困っていること〔複数回答〕

## －父親の従業上の地位別

(単位：%)

	総数	家計について	仕事について	住居について	家事について	健康について	子供の世話について	子供の教育・進路・就職について	社会的偏見(世間体)について	その他
総数	100.0 (30)	26.7	30.0	6.7	46.7	13.3	40.0	70.0	3.3	-
就業	100.0 (27)	25.9	29.6	3.7	44.4	14.8	40.7	66.7	3.7	-
自営業	100.0 (4)	25.0	50.0	-	50.0	-	-	25.0	25.0	-
正規の職員・従業員	100.0 (19)	21.1	21.1	-	47.4	10.5	57.9	78.9	-	-
会社・団体等の役員	100.0 (1)	-	-	-	100.0	100.0	-	100.0	-	-

資料：東京都福祉保健局「平成24年度東京都福祉保健基礎調査」

### ■ 取組の方向性

- ひとり親家庭の様々な問題について相談に応じることができるよう、相談体制の整備を進めるとともに、ひとり親家庭に対する適切な支援を行います。併せて、ひとり親家庭が必要とする支援に関する情報を包括的に提供していきます。
- ひとり親家庭が地域で自立した生活ができるよう、安定した就業と子供の健全な育成に繋げるため、就業支援、子育て支援や生活の場の整備、経済的支援等、総合的な対策を行います。

### <都の施策>

#### ア ひとり親家庭の相談や就業支援等

- ひとり親家庭が抱える課題に早期に対応するとともに、さまざまな関係機関が連携して適切な支援につなげるための相談体制を充実させます。
- ひとり親家庭のより安定した就業に向けた支援とともに、就職に有利な資格取得等への支援を行います。
- ひとり親家庭の親が安心して子育てでき、子供が健やかに育まれるよう、ひとり親家庭になった直後など家事や育児等の日常生活に支障を抱える家庭への生活支援や、必要な時に子育て支援サービスを適切に利用できるようにするための体制の充実、子供の学習支援等、多様な支援を行います。
- ひとり親家庭の自立と子供の将来の自立に向け、引き続き、児童扶養手当・児童育成手当の支給や母子及び父子福祉資金の貸付等の経済的な支援を行います。

番号	事業名	事業概要	所管局
200	東京都ひとり親家庭支援センター事業	東京都ひとり親家庭支援センター（母子家庭等就業・自立支援センター）において、ひとり親家庭及びその関係者に対し、生活相談、就業相談、養育費相談、面会交流支援、離婚前後の法律相談、就職情報の提供などの各種支援策を実施します。	福祉保健局
201	母子・父子自立支援員の活動	母子家庭、父子家庭及び寡婦に対する相談と、その自立に必要な援助、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	福祉保健局
202	ひとり親家庭等生活向上事業の実施	ひとり親家庭に対して区市町村が実施する学習支援ボランティア事業や相談事業など、各種生活支援事業への補助を行います。	福祉保健局

番号	事業名	事業概要	所管局
203	☆ひとり親家庭等在宅就業推進事業	在宅就業を希望するひとり親等に対し、一定の期間、業務の調達・分配、納入した業務の検収を行うとともに、在宅就業コーディネータがサポートを行います。	福祉保健局
204	☆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親及び児童が、高等学校卒業程度認定試験に合格するための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、合格した場合にも受講費用の一部を支給します。	福祉保健局
205	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業	町村部に居住する母子家庭の母親及び父子家庭の父親の就業を支援するため、教育訓練や国家資格取得に要する費用の一部を支給します。	福祉保健局
206	☆東京都ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付けます。	福祉保健局
207	母子・父子自立支援プログラム策定事業	町村部に居住し、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の就業自立を促進するため、自立支援プログラムに基づく就労支援を行います。（区市居住者は各区市が実施）	福祉保健局
208	☆ひとり親家庭相談窓口強化事業	就業支援専門員がひとり親家庭に対して、職業能力の向上や求職活動等、就業についての相談・支援を行います。母子・父子自立支援員と連携し、総合的な支援体制を提供します。	福祉保健局
209	職業訓練の実施（母子家庭の母等に対する職業訓練）	公共職業訓練を受講する母子家庭の母等に対し、受講期間中、訓練手当を支給します。また、母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練の受講機会の確保を図ります。	産業労働局
210	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業補助	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して一定期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行う市町村の事業に対して補助します。	福祉保健局

番号	事業名	事業概要	所管局
211	児童扶養手当・児童育成手当（育成手当）の支給	ひとり親家庭等に対する児童扶養手当又は児童育成手当（育成手当）の支給により、ひとり親家庭等を経済的に支援します。	福祉保健局
212	母子及び父子福祉資金の貸付	ひとり親家庭等に対し、母子及び父子福祉資金の貸付を実施し、経済的に支援します。	福祉保健局
213	ひとり親家庭に対する都営住宅の入居機会の拡大	ひとり親家庭の都営住宅の入居機会を拡大するため、世帯向け募集における当選倍率の優遇、ポイント方式による募集、母子生活支援施設転出者向け特別割当て等を行います。	都市整備局

### イ 保育サービス等の整備

- ひとり親家庭の就労継続に不可欠な保育サービス、学童クラブ等の整備を進めます。

番号	事業名	事業概要	所管局
214	保育サービスの拡充	認可保育所や認証保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育など、地域のニーズに応じた多様な保育サービスの整備を推進します。（再掲 No.26, No.99 参照）	福祉保健局
215	認証保育所の推進	大都市の特性を踏まえ、都独自の基準により都が認証する認証保育所の整備を推進します。主に駅前設置されるA型と、保育室からの移行を中心とし、小規模で家庭的な保育を行うB型があります。（再掲 No.27, No.100 参照）	福祉保健局
216	認定こども園の推進	就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園の整備を推進します。（再掲 No.35, No.108 参照）	福祉保健局
		就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園に対して、都独自の補助を行うなど、地域において子供が健やかに育成される環境の整備を推進します。（再掲 No.35, No.108 参照）	生活文化局 教育庁



番号	事業名	事業概要	所管局
217	一時預かり事業補助	保護者の疾病や災害等に伴い、緊急・一時的な保育を必要とする時、また育児疲れによる保護者の心理的・肉体的負担を軽減するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てできる環境を整備する。(再掲 No.116 参照)	福祉保健局
218	定期利用保育事業補助	パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態に多様に対応し、保育所等において児童を一定程度継続的に保育することで、安心して子育てできる環境を整備します。(再掲 No.117 参照)	福祉保健局
219	学童クラブ事業の充実	保護者が労働等により昼間家庭にいない都内小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行う区市町村に一定の補助を行います。(再掲 No.121 参照)	福祉保健局
220	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の推進	育児の手助けをしたい人（提供会員）と手助けを受けたい人（依頼会員）が、地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援する会員組織「ファミリー・サポート・センター」の設立を区市町村に働きかけるとともに、設立した区市町村に対し一定の補助を行います。(再掲 No.124 参照)	福祉保健局

### ＜都民・事業者の取組＞

#### ア ひとり親家庭の相談や就業支援等

- 地域において、NPOや当事者団体等の連携により、ひとり親家庭を支援していきます。

番号	項目	概要	団体名
53	様々な支援	民間企業の協力による支援プロジェクト*の実施 *民間企業と社会福祉法人東京都社会福祉協議会が、福祉施設で暮らす子供たちの進学支援を行うとともに、それらに関わるNPOの組織強化もサポートする。本プロジェクトの実施に当たっては、民間企業の社員たちがボランティアとして参加・協力する。なお、東京ボランティア・市民活動センターは、社会福祉法人東京都社会福祉協議会のひとつの事業部である。	ボランティア・市民活動センター

## ②高齢者への支援

## 目標

高齢者が地域において、健やかで心豊かに生活でき、様々な分野で活躍できる社会環境を整備します。

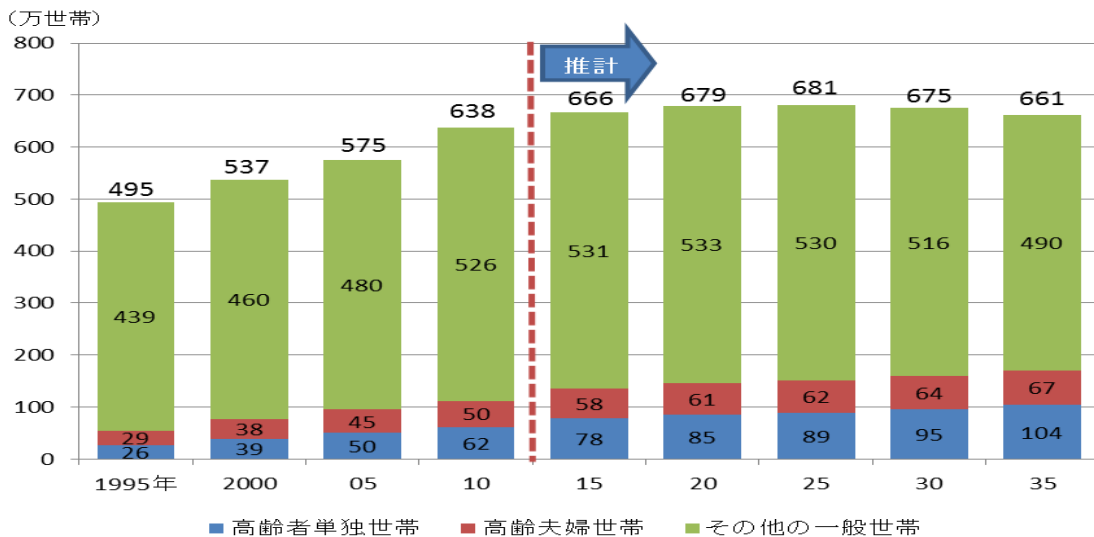
## ■ 現状・課題

- 平成 27 年 9 月時点で、日本の 65 歳以上の高齢者の人口に占める比率は約 27%です。都内においても 22%を超える状況となっており、男女比率を見ると、65 歳以上では 6 割弱、75 歳以上では 6 割以上が女性で占められています。
- また、高齢夫婦のみの世帯や高齢者単身世帯は、増加傾向にあります。平成 27 年度東京都福祉保健基礎調査『高齢者の生活実態』の結果によると、世帯構成を世帯類型別でみると、「高齢者のみの世帯」の割合は 57.4%で、前回の 22 年度調査と比べて 2.1 ポイント増加し、調査を開始した昭和 55 年から一貫して増加し続けています。このうち、「ひとりぐらし世帯」の割合は、高齢者全体の 21.4%を占めています。
- 内閣府の「平成 24 年版男女共同参画白書」によると「男女別・年齢階層別相対的貧困率」は、男女とも高齢者の相対的貧困率が高い傾向にありますが、総じて男性よりも女性の貧困率は高く、高齢者について見ると、その差は年齢階級が上がるほど大きくなっています。
- 内閣府の「高齢者の日常生活に関する意識調査」では、高齢者自身が将来に何らかの不安を感じていることとして、「自分や配偶者の健康や病気のこと」が、7 割と一番高く、次いで「自分や配偶者が寝たきりや身体が不自由になり介護が必要な状態になること」がおおよそ 6 割となっています。
- 内閣府の「高齢者の経済生活に関する意識調査」によると、全国の 60 歳以上の単身世帯の男性については、電話や電子メールも含めた会話の頻度が「2～3 日に 1 回」以下の者がおおよそ 29%にもものぼります。また、内閣府の「高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査」によると、近所付き合いの程度は、ひとりぐらしの男性で「付き合いがほとんどない」が約 17%と高い結果が出ています。地域ぐるみで高齢者、とりわけ単身男性を見守るとともに、介護や医療分野とも連携して、高齢者が安心して暮らし続けることのできる地域づくりが求められています。
- 一方、家庭での介護が長期間にわたることによる家族の介護疲れ等を背景に、高齢者虐待が生じています。東京都の「平成 26 年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」によると、家庭内で虐待を受けた高齢者の 8 割弱が女性です。

虐待者は息子が4割弱、夫が2割弱など男性の割合が多くなっています。虐待の種類としては、身体的虐待が6割強、心理的虐待が5割弱となっています。虐待の相談・通報者として、介護支援専門員・介護保険事業所職員の割合が高くなっています。介護保険関係者との連携を強めることで、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の早期発見・早期対応を図ることも重要です。

- 平成27年度東京都福祉保健基礎調査『高齢者の生活実態』の結果（速報）によると、何歳頃まで働ける社会が理想であるか聞いたところ、「70歳頃まで」が35.1%、「75歳頃まで」が20.4%、「80歳頃まで」が7.9%、「80歳以上で働けるまで」が11.3%で、合わせて74.8%でした。一方、「60歳頃まで」と「65歳頃まで」を合わせた割合は17.8%であり、長く働き続けることを希望する高齢者が多いことが伺えます。
- 総務省「統計からみた我が国の高齢者（65歳以上）」（平成25年）によると、東京都の65歳以上の高齢者の就業希望率は、男性が17.1%、女性が8.6%で共に全国1位となっています。
- 就業を希望する高齢者がこれまでの知識・経験などを活かして他の世代とともに雇用や就業の場で活躍したり、社会活動に参加していくことは、高齢者自身の生きがいになるだけでなく、東京の活力の向上にもつながります。

東京都の世帯数の推移



注1：高齢者単独世帯は世帯主が65歳以上の単身世帯をいう。

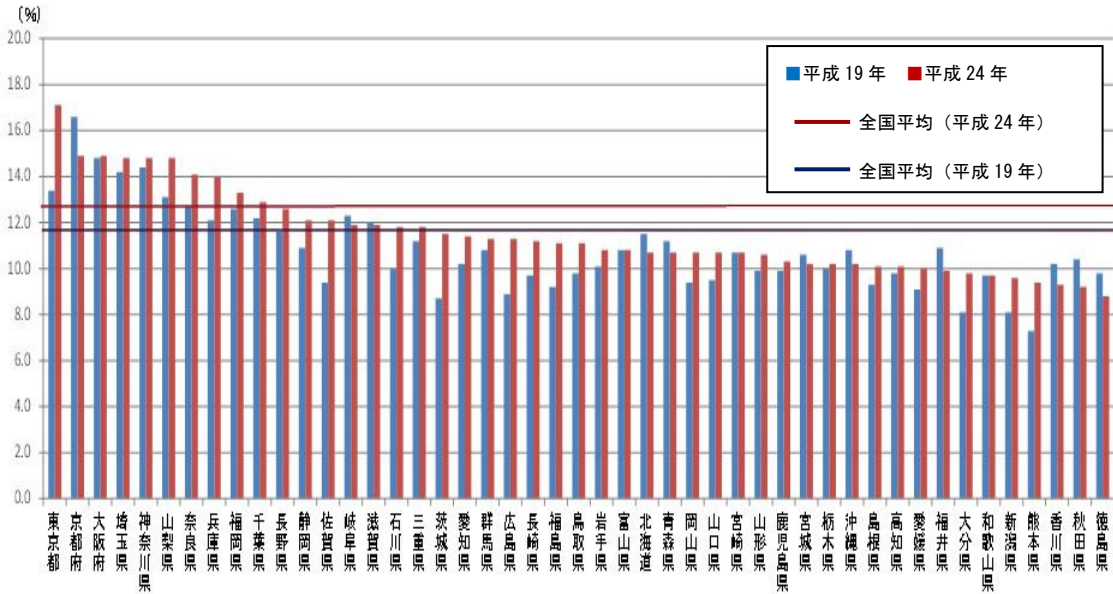
注2：1万世帯未満四捨五入しているため、内訳の合計値と一致しない場合がある。

資料：総務省「国勢調査」

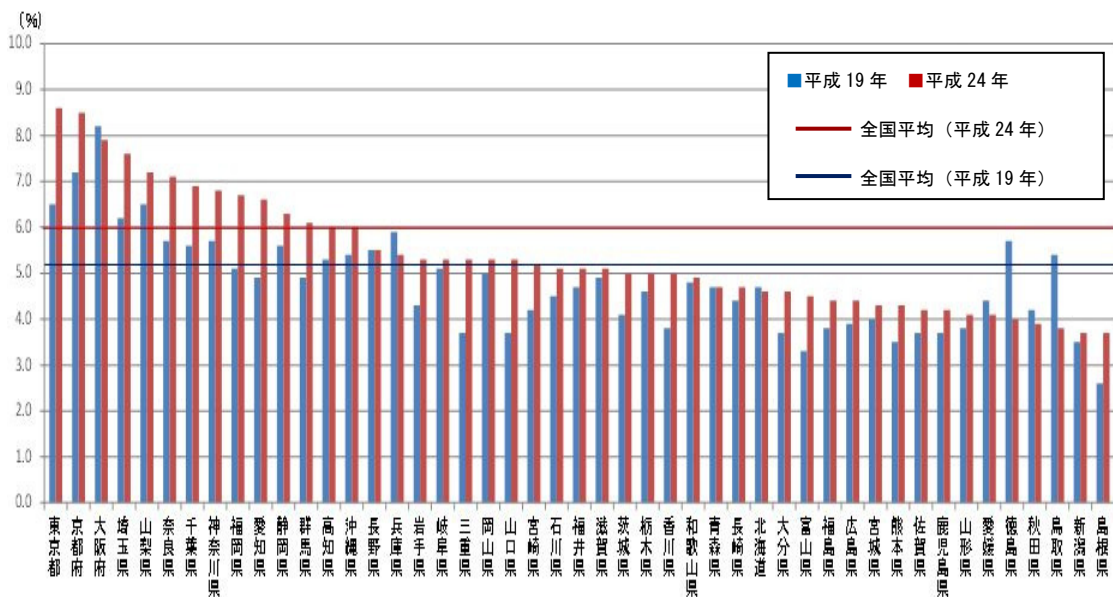
国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」（平成26年から平成47年まで）

都道府県別で見た65歳以上高齢者の就業希望率（上：男性 下：女性）

男性



女性



資料：総務省「統計から見た我が国の高齢者（65歳以上）」（平成25年）

**取組の方向性**

- 高齢者を地域で見守る体制を整備し、地域ぐるみでの高齢者支援体制を充実させます。
- 高齢者の培ってきた知識と経験を効果的に活かすことができる就業機会の確保に向けて、就業相談や職業紹介など的高齢者の雇用・就業に関する総合的なサービスを提供するとともに、企業に対する啓発を実施します。
- 就業に限らない高齢者の積極的な社会参加を促すため、高齢者のニーズを踏まえた支援策を周知します。
- 生涯を通じて健やかで心豊かな生活を送ることができるようにするため、高齢者が生活を営む上で必要な機能を維持し、健康上の理由で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康寿命）の延伸を目指していきます。

**<都の施策>****ア 地域における高齢者への支援**

- 高齢者が住み慣れた地域で、また一人で暮らしていく場合にも、安心して生活していける環境と支援体制を充実させます。
- 都民への働きかけや、区市町村等の健康づくりの推進主体の取組を支援し、連携を促進することで、都民の健康づくりを推進する体制を整備します。
- 高齢者の知識と経験を活かすため、就業相談や職業紹介など的高齢者の雇用・就業に関する総合的なサービスを提供します。
- 高齢者が自己の能力や経験を生かして、多様な社会参加ができる環境整備、仕組みづくりや情報提供を行います。



番号	事業名	事業概要	所管局
221	緊急通報システム及び火災安全システムの整備支援	一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等の安全を確保するため、緊急通報システム及び火災安全システムの普及促進を図り、在宅高齢者が家庭内で緊急事態に陥ったとき、又は火災が発生したときに、東京消防庁等へ自動通報することにより、迅速な救援・救助活動を行います。	福祉保健局 東京消防庁
222	シルバーピアの整備	高齢者が住み慣れた地域社会の中で安心して生活できるよう、安否確認、緊急時の対応等を行う生活援助員又はワーデン（管理人）を配置し、バリアフリー化等、高齢者向けに配慮された公的賃貸住宅を整備する区市町村を支援していきます。	福祉保健局
		一人暮らしの高齢者等が地域の中で生活を続けられるよう、高齢者向けに配慮した集合住宅に安否確認や緊急時対応等を行うワーデン（管理人）又はL S A（生活援助員）を配置し、連携する在宅介護支援センター等からサービスを受けられるシルバーピア事業を実施します。	都市整備局
223	サービス付き高齢者向け住宅等の登録・閲覧制度	バリアフリー構造等を有し、安否確認サービス、生活相談サービス等を提供するサービス付き高齢者向け住宅や、東京シニア円滑入居賃貸住宅（高齢者の入居を拒まない賃貸住宅）を登録し、その情報を広く提供します。	都市整備局
224	サービス付き高齢者向け住宅の供給助成	バリアフリー構造等を有し、安否確認サービス、生活相談サービス等を提供する高齢者向け住宅の整備費や家賃等の助成を行う等により、サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進します。	都市整備局
	東京都高齢者向け優良賃貸住宅の供給助成	バリアフリー構造等を有し、安否確認サービス等を提供する高齢者向け住宅の整備費や家賃等の助成を行う区市町村を支援することにより、東京都高齢者向け優良賃貸住宅の供給を促進します。	
225	高齢者等入居支援事業「あんしん居住制度」	賃貸住宅に入居する高齢者等及び家主双方が安心して入居・賃貸できるよう、利用者（高齢者等）の費用負担による、見守り・葬儀の実施等のサービスを実施します。（公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターの自主事業）	都市整備局

番号	事業名	事業概要	所管局
226	単身者向け都営住宅の公募	住宅に困窮している高齢単身者に対して、居住の場としての都営住宅を供給します。	都市整備局
227	☆ウェルネス・チャレンジ	都民一人ひとりが望ましい生活習慣を継続して実践し、生活習慣病の発症・重症化予防を図るため、区市町村や民間団体等と連携し、都民自らが負担感のない生活習慣の改善を実践できるよう、普及啓発及び環境整備を行います。(再掲 No.189 参照)	福祉保健局
228	☆「ちょっと実行、ずっと健康。」ウォーキングマップ作成・活用事業	健康づくりの視点を取り入れた『「ちょっと実行、ずっと健康。」ウォーキングマップ』(以下「マップ」という。)を作成し、マップを活用したウォーキングイベントや健康づくり事業に取り組む区市町村を支援します。(再掲 No.190 参照)	福祉保健局
229	☆地域のつながりを通じた生活習慣改善推進事業	地域のつながりが豊かなほど住民の健康状態がよいという報告があることから、住民の地域とのつながりを醸成するような生活習慣の改善のための普及啓発事業や健康教育等に取り組む区市町村を支援します。(再掲 No.191 参照)	福祉保健局
230	高齢者の雇用就業支援事業	東京しごとセンターにおいて、雇用・就業に係る総合的なサービスを提供する中で、働く意欲をもつ高齢者に対する就業相談、キャリアカウンセリング、就業支援セミナー等の実施により高齢者の就業を支援します。	産業労働局
231	職業訓練の実施(高齢者訓練)	都立職業能力開発センターにおいて高年齢者向けの職業訓練を実施するとともに、民間教育訓練機関を活用した委託訓練を実施することにより、高年齢者の就業を支援します。	産業労働局
232	はつらつ高齢者就業機会創出支援事業	身近な地域で、高齢者を対象にした就業相談や就業情報の提供、あっせんを行う拠点を区市町村と共同して整備します。	産業労働局
233	シルバー人材センター事業の推進	シルバー人材センターの運営に必要な経費を区市町村を通じて補助します。	産業労働局



## イ 行動しやすいまちづくり

- 高齢者をはじめ、誰もが自由に行動できるようなまちづくりを推進します。

番号	事業名	事業概要	所管局
234	福祉のまちづくりの普及・推進	「東京都福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議します。また、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会や東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議を開催し、情報交換や意見調整を行います。(再掲 No.135 参照)	福祉保健局
235	福祉のまちづくり事業の実施	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業(再掲 No.136 参照)	都市整備局
		鉄道駅総合バリアフリー推進事業 (鉄道駅エレベーター等整備事業) (鉄道駅エレベーター等整備事業) (東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅等)(再掲 No.136 参照)	
		鉄道駅エレベーター等整備事業(再掲 No.136 参照)	交通局
		ノンステップバスの導入(再掲 No.136 参照)	
		マタニティマークの普及への協力(再掲 No.136 参照)	
236	☆心と情報のバリアフリーに向けた普及・推進	全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる福祉のまちづくりを推進するため、様々な障害特性等に配慮し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備する情報バリアフリーや、思いやりの心を醸成する心のバリアフリーの取組を行う区市町村を支援します。(再掲 No.137 参照)	福祉保健局

### ＜都民・事業者の取組＞

#### ア 地域における高齢者への支援

- 高齢者が住み慣れた地域で、また一人で暮らしていく場合にも、安心して生活していけるよう、地域の見守りネットワークの充実を今後も進めていきます。
- 高齢者が自己の能力や経験を生かして活躍できる場を広げていくことで、高齢者が蓄積してきた知識・経験、技術などを社会に還元できるように努めていきます。

番号	項目	概要	団体名
54	環境整備	高齢者対策、助け合い活動に関心を持ち、地域と連携し、相互扶助のある暮らしを求めています。	J A 東京女性組織協議会
		子供たちが高齢者に対する理解を深め、高齢者をサポートすることの大切さを理解させます。 ボランティア活動を通して老人ホーム等との交流を計画し、高齢者に対する理解を深め、サポートの仕方を考えることができますようにします。	私立初等学校協会
		高齢者が高齢者を支える時代に入るので、地域において力になれるよう、具体的な高齢者支援のための学習、研修に取り組みます。	地域婦人団体連盟
		男女が人権を尊重し、誰もが共生する市民社会にむけてネットワーク化を図ります。(再掲 No.24 参照) 地域の中で高齢者、子供、障害者等が共に過ごす拠点(居場所)を確保し、それを運営しているボランティアやNPO等の活動別のネットワーク化を図り、支援します。	ボランティア・市民活動センター
		☆大手企業から中小企業への人材移動を図る事業を運営する等、高齢者が自分の希望を実現し、活躍することができるよう、支援します。	商工会議所

## ③若年層への支援

## 目標

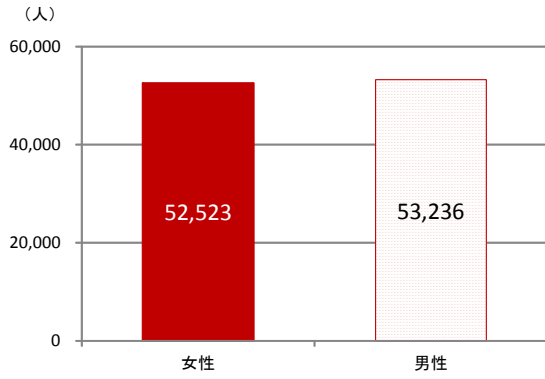
若年層の男女が、その能力と個性を発揮して働くことができるよう、就業支援やキャリアデザインに向けた支援等を行います。

## ■ 現状・課題

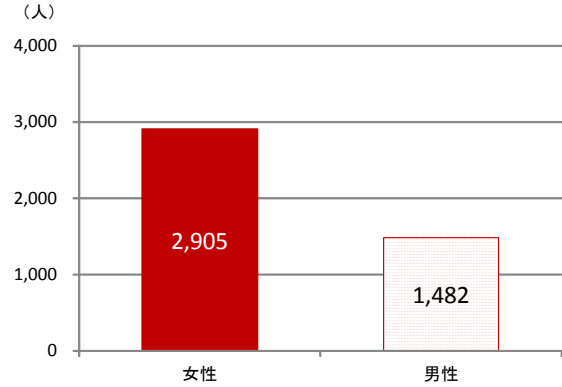
- 産業構造の変化等の影響により、雇用形態が多様化する中で、若年層を中心に、パート・アルバイト、派遣・契約社員などの正社員以外の労働者が増加しています。
- また、東京都総務局「東京の労働力」によると、東京都における15～24歳の男性の失業率は平成27年平均で5.4%と、男性全世代平均の3.8%と比べて高くなっています。また、同じく東京都における15～24歳の女性に関して、失業率は7.8%で、女性全世代平均の5.1%より高くなっています。
- 厚生労働省「平成27年賃金構造基本統計調査」によると、正社員・正職員と正社員・正職員以外の賃金を比較した時、20歳～24歳では、正社員・正職員を100とした時、正社員・正職員以外の賃金は、男性で86、女性で84にとどまっています。また、年齢が上がるほど、格差も拡大する傾向にあります。
- 厚生労働省の「平成25年若年者雇用実態調査」によると、正社員以外で働いている全国の15～34歳の若年労働者のうち、男性の6割強と女性の4割は今後、正社員として勤務することを希望しています。
- 男性も女性も、多様化する雇用形態の中から、自分の将来を見据えた長期的な視点から働き方の選択ができるよう、若い段階から、キャリアデザインを描く機会をつくっていくことが重要です。

都内大学卒業者の正規・非正規雇用（平成27年3月卒）

正 規 雇 用

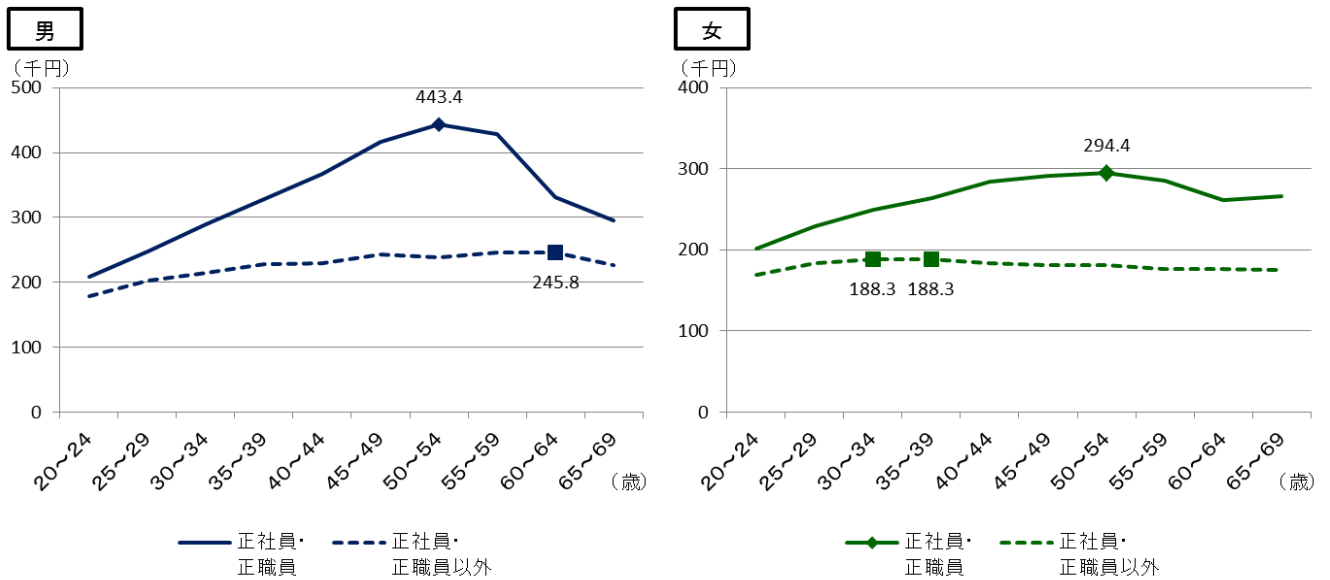


非 正 規 雇 用



資料：文部科学省「平成27年度学校基本調査」

雇用形態、性、年齢階級別賃金



資料：厚生労働省「平成27年賃金構造基本統計調査」

領域Ⅱ

多様な人々の安心な暮らしに向けた支援

## ■ 取組の方向性

- 不安定な就労環境に置かれている若年層の男女に向けた、仕事に関する相談体制を充実させます。
- 職業訓練、雇用と就業希望のマッチング等により、安定した就業に向けた支援を行います。
- 男性も女性も、若いうちからキャリアデザインを描くことができるよう支援をしていきます。

## <都の施策>

### ア 若年層への支援

- 不安定な就労環境に置かれている若年層の男女に向けた、仕事に関する相談体制を充実させます。
- 職業訓練、雇用と就業希望のマッチング等により、安定した就業に向けた支援を実施します。
- 男性も女性も、若いうちから人生のライフイベントを見据え、長期的な視点に立って、キャリアデザインを描くことのできる支援を行います。

番号	事業名	事業概要	所管局
237	若年者の雇用就業支援事業	若者の就職支援のために、東京しごとセンターにヤングコーナーを設け、ワンストップサービスを展開します。個々の状況に応じたきめ細かな相談やカウンセリングに加え、セミナーや合同企業説明会、企業見学等により、若者を就業に結びつけます。	産業労働局
238	☆職業訓練の実施（若年者能力開発訓練）	都立職業能力開発センターにおいて、中卒者・高校中退者等、主に就業経験の無い若年者等を対象に、職業に必要な知識・技能に加え、社会人基礎能力の習得を重視した訓練を実施し、若年者の就業を支援します。また、複数の業種や、企画・製造・販売等の一連の業務を訓練し、若年者の適性や希望にあった業種・職種を選択を支援します。	産業労働局
239	☆キャリアデザイン意識の醸成	若者の将来を見据えたキャリアデザイン意識の醸成を図るため、大学生向け教材「キャリアデザインコンテンツ」の普及について、更に対象を広げて実施していきます。（再掲 No.22, No.47 参照）	生活文化局

## ＜都民・事業者の取組＞

## ア 若年層への支援

- 地域において、NPOやPTA等の連携により、若年層の就業支援に取り組めます。
- 事業者団体において、若年層と企業とのミスマッチを解消するための取組を検討していきます。
- 若年層を正社員として雇用するための様々な取組について検討していきます。

番号	項目	概要	団体名
55	環境整備	(1) 就労支援のため、セミナー（雇用事例紹介、法改正対応等）、相談業務を実施します。	経営者協会
		(2) 若年者雇用の課題の一つであるミスマッチ解消、働くことへの理解促進のため、企業見学のバスツアー、企業と大学との交流の場の提供、就職説明会への協力等、引き続き関係各機関と協力しながら推進します。	
		ホームページや情報誌等を利用し、若年者の雇用促進の周知を進めます。	中小企業団体中央会
56	進学支援	民間企業の協力による支援プロジェクトの実施 次世代への貧困連鎖を予防するため、福祉施設で暮らす子供たちへの大学進学支援、大学就学の資金的精神的支援の提供を行います。	ボランティア・市民活動センター

## ④ 障害者への支援

## 目標

基本的人権が尊重され、障害者であることを理由に差別などが行われることがないように、取組を進めていきます。

## ■ 現状・課題

- 平成 25 年、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別解消法が制定され、平成 28 年 4 月に施行されました。同法は、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、障害者が直面する社会的障壁を取り除くための合理的配慮の提供を求めています。
- 合理的配慮の提供に当たっては、特に女性である障害者は、障害者であることに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、当事者が求める適切な配慮の提供が必要です。
- 基本的人権が尊重される社会を守るため、障害者であることを理由として差別が行われたりすることのないよう、啓発活動や適切な相談対応などに取り組んでいく必要があります。

## ■ 取組の方向性

- 障害者差別解消法に基づき、東京都として差別禁止や合理的配慮の提供、環境整備に取り組みます。
- 特に女性である障害者は、障害者であることに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、当事者が求める適切な配慮の提供がなされるよう、啓発等を進めていきます。
- 障害者への偏見や差別の解消を目指した啓発に取り組むとともに、相談にも適切に対応していきます。

## &lt;都の施策&gt;

## ア 障害者への支援

- 国の基本方針等を踏まえた上で、差別禁止を確実なものとするため、都は、平成 28 年 3 月に作成した職員対応要領に基づき、具体的な取組を進めていきます。
- あわせて、平成 28 年 4 月に施行された改正障害者雇用促進法に基づき、募集及び採用時や職場における合理的配慮の提供義務についても、国の指針等を踏まえて、適切に対応していきます。

- 障害や障害者への理解を進め、互いを思いやる心を育む心のバリアフリーや、様々な障害特性に配慮した情報バリアフリーを進めます。
- 特に女性である障害者は、障害者であることに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、当事者が求める適切な配慮の提供がなされるよう、啓発等を進めます。
- 障害者への偏見や差別の解消を目指した啓発に取り組むとともに、相談にも適切に対応していきます。

番号	事業名	事業概要	所管局
240	☆職員対応要領の遵守	不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供について、職員対応要領を遵守し、適切に対応します。	各局
241	☆共生社会実現に向けた障害者理解促進事業	障害者差別解消法に基づき、東京都障害者差別解消支援地域協議会の運営や専門相談などの体制整備や普及啓発を行うとともに、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及を図り、障害の有無により分け隔てられることのない共生社会の実現を目指します。	福祉保健局

### イ 行動しやすいまちづくり

- 障害者をはじめ、誰もが自由に行動できるまちづくりを推進していきます。

番号	事業名	事業概要	所管局
242	福祉のまちづくりの普及・推進	「東京都福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議します。また、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会や東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議を開催し、情報交換や意見調整を行います。(再掲 No.135, No.234 参照)	福祉保健局



番号	事業名	事業概要	所管局
243	福祉のまちづくり事業の実施	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業（再掲No.136, No.235 参照）	都市整備局
		鉄道駅総合バリアフリー推進事業 （鉄道駅エレベーター等整備事業） （鉄道駅エレベーター等整備事業） （東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅等）（再掲 No.136, No.235 参照）	
		鉄道駅エレベーター等整備事業（再掲 No.136, No.235 参照）	交通局
		ノンステップバスの導入（再掲 No.136, No.235 参照）	
		マタニティマークの普及への協力（再掲 No.136, No.235 参照）	
244	☆心と情報のバリアフリーに向けた普及・推進	全ての人々が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる福祉のまちづくりを推進するため、様々な障害特性等に配慮し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備する情報バリアフリーや、思いやりの心を醸成する心のバリアフリーの取組を行う区市町村を支援します。（再掲 No.137, No.236 参照）	福祉保健局

### ＜都民・事業者の取組＞

#### ア 障害者への支援

- 都民一人ひとりが、障害者差別解消法の目的と内容を理解し、それぞれの立場において自発的に取り組みます。
- 事業者は、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止が法的義務、合理的配慮の提供が努力義務となっており、国の対応指針に基づいて適切に対応します。

番号	項目	概要	団体名
57	普及啓発	☆平成 30 年に精神障害者が法定雇用率の算定基礎に算入されることを見据え、中小企業における障害者雇用の状況と課題を把握し、課題解決のための発信を行います。	商工会議所

番号	項目	概要	団体名
	普及啓発	☆改正障害者雇用促進法による法定雇用率の見直しの周知等について検討します。	経営者協会
		(1) 障害があっても子供たちがひとりの人間として尊ばれ、人権意識や男女平等感覚を学校の様々な場で育てられるよう、PTA活動や卒業後のアフターケア等での機会を捉え、取り組んでいきます。 (2) 障害があっても子供たちがひとりの人間として地域に受け入れられ、人権・男女平等の理念のもとに尊ばれるよう、団体として様々な機会に発言していきます。 ☆(3) 障害者に対する偏見をなくし、障害者への差別がなくなるように様々な機会に団体として発信していきます。(再掲 No.40 参照)	特別支援学校PTA連合会
		☆東京2020パラリンピックに向け、パラスポーツ体験学習のほか、パラスポーツ観戦、パラスポーツ競技ボランティアを実施します。	連合東京
		☆通常学級において、発達障害等発達に課題のある生徒が周囲の無理解によって中傷やいじめの対象にならないよう、周囲の人達への理解啓発を進めます。	公立中学校PTA協議会

## ⑤性的少数者への支援

## 目標

基本的人権が尊重され、性的少数者であることを理由に差別などが行われることがないように、取組を進めていきます。

## ■ 現状・課題

- 「性」は、出生時に判定された性別（身体の性）、性自認（自分が認識している自分自身の性別）、性的指向（どのような性別の人を好きになるか）など、様々な要素からなると考えられており、「出生時に判定された性と性自認が一致し、かつ、性的指向は異性」というパターンにあてはまらない人たちは、性的少数者（性的マイノリティ）などと呼ばれています。
- 性的少数者の人たちの中には、自分の性自認あるいは性的指向を打ち明けることで相手との関係が壊れるのではないかと不安を抱えている人がいます。また、日常生活の中での偏見や差別など、社会生活の様々な面で、人権に関わる問題も発生しています。
- 基本的人権が尊重される社会を守るため、性的少数者であることを理由に差別が行われたりすることのないよう、啓発活動に取り組む必要があります。
- また、性的少数者の不安や悩みに対応し、差別などを受けた場合に備えた、適切な相談対応などに取り組む必要があります。

## ■ 取組の方向性

- 性的少数者への偏見や差別が人権侵害であることを周知するため、啓発に取り組むとともに、相談にも適切に対応していきます。

### <都の施策>

#### ア 性的少数者への支援

- 性的少数者への偏見や差別の解消を目指した啓発に取り組むとともに、相談にも適切に対応していきます。また、行政や企業を始め、様々な団体との連携を図りつつ、啓発に取り組んでいきます。

番号	事業名	事業概要	所管局
245	☆普及啓発の推進	啓発用の冊子及びリーフレットの作成・配布や、イベント等でのパネル展示を行います。	総務局
246	男女平等参画に関する総合相談	東京ウィメンズプラザにおいて、男女平等参画に関する様々な悩み相談、法律に関する相談など総合相談を実施します。	生活文化局
247	☆人権問題に関する相談	東京都人権プラザにおいて、人権相談（一般相談）を実施します。	総務局
248	☆東京都人権施策推進指針の推進	東京都人権施策推進指針に掲げる基本理念の下、人権施策を推進していきます。	各局

### <都民・事業者の取組>

#### ア 性的少数者への支援

- 性的少数者への偏見や差別をなくし、全ての人々の人権が尊重される社会の実現を目指していきます。

番号	項目	概要	団体名
58	普及啓発	☆性的少数者をめぐる問題、課題に対する企業の対応等に関する周知・啓発について検討します。	経営者協会
		☆学習会などを通じ理解を深めます。	連合東京